


庁議付議事案書

開催・令和4年3月30日

所管部課	総務部 情報管理課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部					
	を改正する規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市における個人番号の利用等に関する条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正概要</p> <p>東大和市における個人番号の利用等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>① 学童保育の事務が市長から教育委員会へ移管することに伴い、市長の事務として規定していたものを削除と改め、教育委員会の事務として規定する。</p> <p>② 子育て支援課の子どもショートステイ事業及び保育課の保育利用事務・保育料徴収事務について、個人番号（マイナンバー）を利用する手続き及び庁内連携により利用する特定個人情報を追加する。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に対応ができる。 ・条例で追加した事務について、手続き及び利用する特定個人情報を規定することで庁内連携を行うことができるようになり、市民が提出する添付書類省略ができる。 						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年2月 令和4年第1回東大和市議会定例会において、東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について 原案可決承認</p> <p>令和4年3月 文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の市役所から情報連携により地方税情報を入手するためには、国の個人情報保護委員会へ届出を行い、個人情報保護委員会から認められる必要がある。 						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。